

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県事務委任規則の一部を改正する規則	五五
	福島県行政組織規則の一部を改正する規則	五五
	指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	五五
訓令	福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	五六
告示	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件二件	五六
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五六
	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五六
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件	五六
公告	肥料の登録の有効期間を更新した件	五六
	随意契約の相手方を決定した件	五六
	落札者を決定した件二件	五六
	福島県公安委員会	五六
	道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	五七
	道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件	五七
	福島県選挙管理委員会	五七
	不在者投票のできる施設として指定した件	五八

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第六十六号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項に次の一号を加える。
- 四十二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第九条第一項の規定による申請書の受理
 - (2) 第十条第一項の規定による登録
 - (3) 第十条第三項の規定による通知
 - (4) 第十条第四項の規定による通知
 - (5) 第十条第五項の規定による通知
 - (6) 第十一条第一項の規定による登録の拒否
 - (7) 第十一条第二項の規定による通知
 - (8) 第十二条第一項の規定による届出の受理
 - (9) 第十二条第三項の規定による変更の登録
 - (10) 第十二条第四項の規定による通知
 - (11) 第十三条の規定による閲覧
 - (12) 第十四条第一項の規定による届出の受理
 - (13) 第十五条第一項の規定による登録の抹消
 - (14) 第十五条第二項の規定による通知
 - (15) 第二十二条の規定による報告の徴収
 - (16) 第二十三条第一項の規定による指示
 - (17) 第二十三条第二項の規定による指示
 - (18) 第二十三条第三項の規定による指示
 - (19) 第二十四条第一項の規定による登録の取消し
 - (20) 第二十四条第二項の規定による登録の取消し
 - (21) 第二十四条第三項の規定による通知
 - (22) 第三十九条の規定による援助

附 則

この規則は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第六十七号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表建築総室の項中第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、

「二十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行(営繕課)」を

「二十六 県の施設に係る営繕工事に伴うことに関する(営繕課)」を

「六 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の施行に関する(他課の所掌に属するものを除く。)

に改める。」「七 建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)の施行に関する(他課の所掌に属するものを除く。)

に改める。」「八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の施行に関する(他課の所掌に属するものを除く。)

に改める。」「九 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の施行に関する(他課の所掌に属するものを除く。)

別表第一の七の表福島県北家畜保健衛生所の項から福島県いわき家畜保健衛生所の項までを次のように改める。

福島県 中央家畜保健衛生所	玉川村	郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 田村市 岩瀬市 西白河郡 白川郡 石川郡	衛生指導課 防疫課 病性鑑定課 安全対策・監視課	一 家畜に係る衛生思想の普及及び向上に関すること。 二 家畜の疾病調査、病性鑑定及び診療に関すること。 三 家畜伝染病の予防及びまん延防止に関すること。 四 特定家畜伝染病
------------------	-----	--	-----------------------------------	---

福島県 北家畜保健衛生所	福島市	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	衛生指導課 防疫課	田村郡(下の欄の分掌事務のうち第三号(伝達性海綿状脳症検査に係るものに限る。))及び第四号に係る事務については、福島県の区域)	に係る安全対策及び監視に関すること。 五 自衛防疫の推進に関すること。 六 動物用医薬品等に関すること。 七 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。 八 家畜の改良及び増殖に関すること。 九 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関すること。 十 乳質の改善指導に関すること。 十一 養蜂の振興に関すること。 十二 畜産経営に係る環境の保全に関すること。
福島県 会津家畜保健衛生所	会津若松市 喜多市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	会津若松市 喜多市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	衛生指導課 防疫課		
福島県 相馬家畜保健衛生所	南相馬市	相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	衛生指導課 防疫課		

附則
この規則中第十六条の改正規定は平成二十九年十月二十五日から、別表第一の七の表の改正規定は平成三十年二月一日から施行する。

福島県規則第六十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二会津商工信用組合の項中「千石支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年十一月六日から施行する。

(出納総務課)

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十六号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項に次のように加える。

16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律(平成19年法律第120号)の施行に関する次に掲げること。	
(1) 第9条第1項の規定による申請書の受理	○
(2) 第10条第1項の規定による登録	○
(3) 第10条第3項の規定による通知	○
(4) 第10条第4項の規定による通知	○
(5) 第10条第5項の規定による通知	○

本庁機関
出先機関

(6) 第11条第1項の規定による登録の可否	○
(7) 第11条第2項の規定による通知	○
(8) 第12条第1項の規定による届出の受理	○
(9) 第12条第3項の規定による変更の登録	○
(10) 第12条第4項の規定による通知	○
(11) 第13条の規定による閲覧	○
(12) 第14条第1項の規定による届出の受理	○
(13) 第15条第1項の規定による登録の抹消	○
(14) 第15条第2項の規定による通知	○
(15) 第22条の規定による報告の徴収	○
(16) 第23条第1項の規定による指示	○
(17) 第23条第2項の規定による指示	○
(18) 第23条第3項の規定による指示	○
(19) 第24条第1項の規定による登録の取消し	○
(20) 第24条第2項の規定による登録の取消し	○
(21) 第24条第3項の規定による通知	○
(22) 第39条の規定による援助	○

附 則

この訓令は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

(行政経営課)

告 示

平成二十九年十月六日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月二十日から同年十一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内(街区番号二符号一、二、三、四 街区番号一符号一―一、一―二)

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

交通の円滑化や来店者の既成市街地への回遊の促進、高齢者等の来店手段の確保のため、バス事業者等との協議を進め、来店者のバス利用を推進するとともに、自動車による来客についても適切な誘導を行うこと。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項

廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。

3 街並みづくり等への配慮に係る事項

街並み形成のため、建物の形態や色彩に配慮するとともに、屋外広告物については、小名浜の市街地との調和に努めること。

4 その他

(一) まちづくりへの貢献については、届出項目にとどまらず、「小名浜港背後地(都市センターゾーン)開発事業計画」に基づき地域貢献の取組を進めるとともに、地域の関係団体等からの要望についても適切に対応すること。

(二) 従業員の採用に当たっては、市内雇用情勢を十分に踏まえた求人活動を行うこと。

(三) 建築工事期間中又は営業開始後、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

2

個人 五名
意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 県外の大型モールの駐車場は、三千台とか四千台が整備されていますので、いわき小名浜に整備される来店客用駐車場の台数が、約千二百五十台しかないというのは、明らかに少なすぎで、その結果、駐車場の空き待ちによる交通渋滞の発生が懸念されます。

実態として鉄道やバス等の公共交通機関の利用が相応に凶られている平中部にオープンするのであれば、その台数でも問題ないのかも知れませんが、イオンモールいわき小名浜の場所は、小名浜の市街地からみても郊外にあり、来店客のほとんどが、県外の大型モールの様にマイカーを利用して来店すると思えません。

バスの利用は、運転免許を持たない高校生や中学生等が友達同士で来店する場合などを中心に見込めるとは思いますが、それも、感覚的には総来店客数の三パーセントから五パーセント未満に留まるものと思います。

また、イオンモールの駐車場不足によって、イオンモールへの来店客がアクアマリンふくしまやいわきからミュウの駐車場を占有し、観光客の駐車に支障を来すことも容易に想像できますので、観光客が離れて、いわきの観光再興に逆にマイナスとなることも心配です。

(二) イオンモールのホームページによれば、二十七年九月開業予定のイオンモール松本は総賃貸面積四万九千平方メートルで駐車台数は二千三百台、二十七年開業のイオンモール徳島は総賃貸面積五万平方メートルで駐車台数は三千百台です。

新設建物は総賃貸面積五万二千平方メートルで駐車台数は千二百四十八台となつています。設置者といわき市で策定した「小名浜港背後地(都市センターゾーン)開発事業計画」(平成二十六年四月)には、「マルチエンターテインメントモールの来訪者用駐車場として二千二百台を確保する。(各法令を遵守した計画台数とする。)(駐車場整備方針)とあります。同規模のイオンモールも通常は二千台程度は確保しているようですので、いわき小名浜店の駐車台数についても計画通り二千二百台を確保しないと駐車場が足りないのではと危惧しています。

(三) 「小名浜港背後地(都市センターゾーン)開発事業計画」(平成二十六年四月)には、「都市センターゾーンとアクアマリンパークに配置される四千台の駐車場については、周辺の施設利用者がどの駐車場も利用できるよう、相互利用を促進し駐車需要に対応する。」(駐車場整備方針)とあります。

新設建物の駐車台数は千二百四十八台では不足し、あふれた車がアクアマリンパーク駐車場に停めてしまうことは想像に難くありません。設置者とアクアマリンパーク各施設とは、アクアマリンパーク駐車場の共同利用についての協議を行っているのでしょうか。また、アクアマリンパーク各施設がそれぞれ最

大利用した上で、共同利用できる台数は何台でしょうか。

(四) いわき市が策定した「いわき都市計画道路網見直し基本方針」(平成十八年三月)P七の「図七いわき市に発着する交通量の動向」では、自動車比率は、平成元年は五十五・七パーセント、平成十三年には七十一・七パーセントと上昇しています。一方、バス比率は、平成元年は四・二パーセント、平成十三年は二・六パーセントと低い数値で減少傾向にあります。また、将来予測(平成三十七年)でも、自動車比率七十三・三パーセント、バス比率二・四パーセントとなっています。

届出書の必要駐車台数計算式では、自動車分担率が三十七・五パーセントになっています。他方、交通処理対策検討書には、本商業施設の基本商圏を自動車三十分以内に到達できる圏内と設定し、(後略)と記載されています。

交通量の動向調査はパーソントリップ調査のようなものと推測しますが、この結果データがありながら、商圏が自動車三十分以内という設定の中で、自動車分担率が三十七・五パーセントというのは非現実的であると言えます。過度な自動車依存社会のいわきで、本当に過半の人がバスでイオンモールに買い物に来るのでしょうか。交通の要衝でない計画地に、実態調査の結果を無視できるだけの特別な要因があるとも考えられません。

よって、届出書をまずは取り下げ、実態に即して再度、自動車交通量の予測計算を行うこと、及び、必要駐車台数を再計算し、不足分を新たに確保した計画で再度届出を行い、その内容を近隣に説明すべきだと考えます。

(五) 届出書では新たに設置する一般路線バス乗降場(バスターミナル)について、適切な運行本数や系統等の在り方については、バス事業者と検討してまいります。と書かれています。しかし、現時点でもホームページ等において、運行路線や本数は示されていません。運行計画が確定していない状態で、当該バス乗降場を一大規模小売店舗立地法上の必要駐車台数を求める指針における「駅」として認めることはできるのでしょうか。バス事業者との協議が整い運行計画が決定した後に、駅として認められるかを検討するべきではないでしょうか。まずは運行計画や実行性を明確にする必要があると考えます。

また、交通処理対策検討書には、〃現行の小名浜案内所発着便は計四台(往復八台)であるが、計画地周辺の開発に伴う将来的な増便を見込み、計十二台(往復二十四台)としている。〃と書かれています。多くのバス路線がいわき市からの補助によって成り立っている現状で、当該バス乗降場を発着する便のみを大幅に増やすことで、他路線の運行本数の減少や廃止につながる可能性もあり、特に中山間地域の交通弱者への影響があると考えます。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲九五の一、甲九五の二、甲五三二、甲五三三の一、甲五三三の二、甲五四一、甲五四四、甲五四五、甲五四七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大道通甲五三二、甲五四七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字南倉沢字高倉八二九の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

公 告

公告第二百一十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十九年十月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
761	なたね 油かす 及びそ の粉末	粒状な たね油 粕	5.0	2.0	1.0	該当な し。	片倉コー プアアグ リ株式 会社	東京 都千 代田 区九 段北 一丁 目8 番10 号	平成35 年10月 15日
762	なたね 油かす 及びそ の粉末	ペレッ トなた ね油粕	5.0	2.0	1.0	該当な し。	天龍資 材有限 会社	茨城 県土 浦市 中都 町一 丁目 5508 番地	平成35 年10月 15日

公告第212号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県営住宅管理システム改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県県営住宅管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年9月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
テクノ・マインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
109,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（土木総務課）

公告第213号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（福島県警察用） 754台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
55,618,056円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年7月28日

（入札用度課）

公告第214号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（県立学校用） 2,038台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
平成29年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
107,190,648円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年8月8日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第60号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成29年10月20日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社南部自動車学校	住所	須賀川市西川字池ノ上51番地5	須賀川市北山寺町77番地
	事務所の所在地	須賀川市西川字池ノ上51番地5	須賀川市北山寺町77番地

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成29年10月20日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社南部自動車学校	住所	須賀川市西川字池ノ上51番地5	須賀川市北山寺町77番地
	施設の所在地	須賀川市西川字池ノ上51番地5	須賀川市北山寺町77番地

（運転免許課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十九年十月六日次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の所 在 地
特別養護老人ホームラースール坂下	河沼郡会津坂下町字上口四八八一